

## 岐阜工業高等専門学校基金規程

制定 令和元年7月31日  
学校規則第11号

### (趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の設置する基金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び独立行政法人国立高等専門学校修学支援事業基金規則に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

### (設置)

第2条 本校に、経済的理由により修学が困難な学生等を対象とした修学環境を支援するための基金として学生修学支援事業基金を、また教育環境の整備を含む本校の運営及び社会貢献に関する活動を支援するための基金として運営支援事業基金を置く。

### (学生修学支援事業基金)

第3条 学生修学支援事業基金は、次項に定める事業を目的とする寄附及びその運用による果実をもって構成する。

2 学生修学支援事業基金は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- 一 授業料、入学料又は寄宿料の全額又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- 二 学資を貸与し、又は給付するもの
- 三 教育上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの

### (運営支援事業基金)

第4条 運営支援事業基金は、次項に定める事業を目的とする寄附及びその運用による果実をもって構成する。

2 運営支援事業基金は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- 一 教育研究環境の整備に関する事業
- 二 国際交流活動の支援に関する事業（第3条第2項第三号に掲げる事業を除く）
- 三 社会貢献活動の支援に関する事業
- 四 産業界、同窓生との連携に関する事業
- 五 その他本校運営のために必要な事業

### (申込み)

第5条 寄附の申込みは岐阜高専基金申込書（別紙様式）によるものとする。

### (流用の制限)

第6条 各事業に納付された基金を、他の事業に流用してはならない。

### (管理)

第7条 各基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

### (運営)

第8条 各基金の運営に関する重要事項を審議するため、岐阜工業高等専門学校基金運営委員会（以下「委員会」という）を置き、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事、研究主事、学生主事及び寮務主事

### 三 事務部長

- 2 構成員に事故があるときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 校長が必要と認めるときは、委員会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (委員会の招集及び委員長)

第9条 委員会は、校長が招集し、その議長となる。

#### (庶務)

第10条 各基金の庶務は、総務課において処理する。

#### (雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、各基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則 (平成31年学校規則第11号)

この規程は、令和元年7月31日から施行する。